

第 33 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和 2 年 10 月 26 日(月)午前 9 時 30 分

浜田市弥栄支所 第 2 会議室 A B

1 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田 マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 清水 康彦	8 番 中田 善喜
9 番 林 秀司	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登	13 番 岡本 健治
14 番 青葉 真	15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義	17 番 佐々岡常喜
18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一		

2 欠席委員

10 番 三浦 博文			
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文	16 推 奥迫 忠幸	17 推 原田 和義
18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行		

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長

農林振興課 藤井主事、松本会計年度任用職員

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 33 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。朝晩だいぶ涼しくなってきましたが、皆さんご活躍のことと思います。米の集荷実績や等級について、資料を JA からもらって来たので報告します。今現在、米の集荷が 77,619 袋の予約に対して 90%の集荷をしています。1 等米比率については、山間部が良くて、海岸部が悪い状況となっています。ちなみに、浜田地区が 69%、三隅地区が 64.6%、金城地区が 92.2%、弥栄地区が 86%、旭地区が 80%という状況です。コシヒカリの 1 等米比率が 83%、ハナエチゼンやキヌムスメやツヤヒメが 70%ちょっとという状況でございます。</p> <p>本日の欠席は、10 番三浦委員から欠席の届出が出ております。なお、19 番玉田委員より少し遅れると報告をもらっています。本日の議事録署名者は、13 番岡本委員、14 番青葉委員です。よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、6 件、12 筆、14,505 ㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 10 月 30 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 2 年 11 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>

会 長	他に、ございませんか。 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。
委 員	～全委員 挙手～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会 長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料3ページ、ゼンリン位置図は4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、旭町本郷の田です。場所は、特別養護老人ホームあさひ園から約500m北東の上本郷です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は549a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上1件です。</p>
会 長	ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、2番岡本委員、お願いします。
2番 岡本委員	この案件は、譲渡人は〇市の在住でありまして、元々は本郷地区におられました、〇市に出られました。その後は、譲受人が耕作

	をずっとされており、今回、所有権移転となったようで、別に問題はないと思います。
会 長	<p>以上で、第 3 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ、ゼンリン地図 6 ページ、図面番号②、現況写真は、1 ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町芦谷の田です。場所は、芦谷集会所から約 880m 北の本谷です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、県の交付金を活用して、柿の観光農園を地元団体が行う予定で、そこに車両で行くためには現在、大変狭い進入路しかないため、新たに来客用として進入路を整備される計画です。</p> <p>農地法第 4 条申請については、1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、5 番 川本委員をお願いします。</p>
5 番 川本委員	<p>先般、小川推進委員と事務局とで現地確認を行いました。何も問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>

会 長	<p>では採決に入ります。 第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全員 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。 農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。 1 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 8 ページ、図面番号③、現況写真は、1 ページ下段をご覧ください。申請地は、金城町七条の田です。場所は老人保健施設さざんかから約 500m 南の若林です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外で、農地区分は、第 1 種農地に該当します。転用不許可の例外としては、3 年以内の一時転用の更新が該当します。当該申請の転用目的は、減反により不耕作地となっている申請地に、太陽光発電のための太陽光パネルを設置し、パネルの下部で、お茶を栽培する、いわゆる営農型太陽光発電を行っているもので、今回は 3 年前許可したものの更新になります。太陽光パネルの支柱部分が、非農地となるため転用面積となり、営農型太陽光発電のための転用については、3 年後、引き続き事業を行う場合、あらためて転用申請を行うことで継続が可能です。毎年 1 月頃、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告を使用借人より提出してもらっており、営農が行われていることを確認しています。これまでなかなか収穫まで至らなかったようですが、土壌改良を行うなどして、今年わずかですが、収穫できるまでになったようです。また、他の農地への影響はないものと思われま。</p> <p>2 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 9 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は浜田東中学校から約 320m 北の 6-1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は倉庫で、昭和 52 年には倉庫を建設している状況であり、</p>

資料 10 ページには顛末書が添付されています。周囲には耕作されている農地はなく、影響は無いように思われます。

3 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 3 段目、ゼンリン地図は 11 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページ中段をご覧ください。申請地は、内村町の畑です。場所は美川公民館から約 200m 北の本郷下町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、ヒノキの植林で、周囲への影響は少ないように考えられます。

4 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 4 段目、ゼンリン地図は 12 ページ、図面番号⑥、現況写真は、2 ページ下段をご覧ください。申請地は、野原町の畑です。場所はいわみーるから約 200m 北東の 3 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、住宅用地及び進入路の計画があり、すでに周囲に住宅が建築されている状況であり、隣接地に農地はなく、大きな影響はないものと思われます。

5 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 5 段目、ゼンリン地図は 13 ページ、図面番号⑦、現況写真は、3 ページ上段をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。場所は浜田市陸上競技場から約 700m 北東の 5-2 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場であり、資料 14 ページには顛末書が添付されており、すでに農地を埋め立てて砕石を敷いている状況であります。周辺は事業所やアパートなどが立ち並んでいるため、周辺への影響はないように思われます。

6 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 6 段目、ゼンリン地図は 15 ページ、図面番号⑧、現況写真は、3 ページ中段をご覧ください。申請地は、治和町の田です。場所は周布公民館から約 360m 南西の 1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、親子間による使用賃借により、個人住宅の建築の計画がありますが、資料 16 ページには始末書が添付されているとおり、農地法に関する知識がなく、9 月 25 日から着手している状況にあります。汚水排水は小型合併浄化槽を設置するなど、周囲の農地への影響はないように思われます。

7 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 7 段目、ゼンリン地図は 17 ページ、図面番号⑨、現況写真は、3 ページ下段をご覧ください。申請地は、原井町の畑です。場所は浜田第 2 中学校周辺の 3-2 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の計画で、すでに周囲には住宅が建築されている状況であり、周囲への影響は少ないように考えられます。

農地法第 5 条申請については、以上 7 件です。

会 長	ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、12番 渡邊委員、お願いします。
12番 渡邊委員	このほど現地確認に行きましたが、事務局の説明のとおりなので、よろしくお願いします。
会 長	2号について、8番 中田委員、お願いします。
8番 中田委員	先般、河野委員と担当者で確認に参りましたが、特に周囲との関係もなく問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
会 長	3号について、18番 佐々木委員、お願いします。
18番 佐々木委員	10月14日に永見委員と事務局と現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
会 長	4号、7号について、一括して6番 松山委員、お願いします。
6番 松山委員	先般、神田委員と事務局と確認に行きましたが、周囲に影響はないと思いますので、よろしくお願いします。
会 長	5号について、16番 大谷委員、お願いします。
16番 大谷委員	先日、現地を確認しました。説明されたとおりでございまして、周りがすべて建物で囲まれた土地であり、問題はないと思います。よろしくお願いします。
会 長	6号について、私から補足説明します。
1番 原田会長	先般、前田委員と事務局と見に行きました。すでに埋め立ててありまして、工事も行っておりました。始末書も出ておりますので、

	よろしく申し上げます。
会 長	ありがとうございました。以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。
16番 大谷委員	3号の案件は、植林とありますが、周囲に家があり、成長したら日照に影響は出ませんか。
会 長	18番佐々木委員何かありますか。
18番 佐々木委員	植林ということだったので、どうかなとは思いましたが、周りの家にも話しているようで、様子を見たいと思います。
会 長	ここは私もよく知っていますが、周囲の家からはある程度離れているため、影響はないような気がしています。
16番 大谷委員	道路の向かいにも家があるのでは。
会 長	建設会社の事務所がありましたが、解体されており、周囲の家とは距離があると思っています。
16番 大谷委員	はい、わかりました。
2番 岡本委員	私も大谷委員と同感の思いをしていました。樹木が成長したら、民家への影響が出ませんか。何か目的が他にあるのでは。ただ野放しにしておいては、いけないのではないかと思います。
係 長	植林をされるということしか伺っていません。
局 長	今後、生育状況を注視して、必要であれば枝の伐採をするなどの指導が必要だと思っています。

2番 岡本委員	周囲から苦情が出るようなら、何か一筆でも書いてもらって方策が打てるように準備しておいてもらいたい。
会 長	一筆でもということですが、どうですか。
係 長	そこまでは難しいと思います。
8番 中田委員	植林の代わりというか、果樹とかに変更できませんか。
局 長	譲受人は、建設業であるため、果樹では農地となるため、農地所有適格法人ではないため取得できません。
8番 中田委員	それであれば、ヒノキではなく低木の樹木を選定しては。
係 長	申請はヒノキで出ています。
3番 宮崎委員	大きくなれば道路に枝が出ることも考えられます。私も個人的に自腹で伐採をしてもらったことがあります。
会 長	譲受人には、背が伸びないような樹木を植林するように事務局から伝えてもらうようにします。 その他ありませんか。
3番 宮崎委員	1号案件で、太陽光の3年と一時転用となっているが、何回でも申請できるのか。
局 長	何回という回数に定めはありません。
会 長	その他ありませんか。 採決に入りたいと思います。 第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委員	～挙手 多数～
会長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会長	続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
係長	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号は、資料18ページ1段目、ゼンリン地図は19ページ、図面番号⑩、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、旭町市木の田です。場所は、市木公民館から約1km東の早水です。当該申請地は、平成8年春から耕作はされていないという案件です。</p> <p>2号は、資料18ページ2段目、ゼンリン地図は20ページ、図面番号⑪、現況写真は、4ページ中段と下段をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は、下府公民館から約350m北東の5町内です。当該申請地は、年月日不詳により耕作はされておられず、山林化している案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上2件です。</p>
会長	ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。1号について、14番青葉委員、お願いします。
14番 青葉委員	10月16日に岡本委員と事務局とで現場の方を視察しました。写真のとおり原野化しておりましたので、審議をお願いします。
会長	2号について、8番中田委員、お願いします。

8 番 中田委員	地図を見てもらうとおり、現地は木が生えてどうしようもない状況ですので、よろしくお願いします。
会 長	ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願いについての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	では採決に入ります。転用統制外証明願いにつきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願いについては承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。
係 長	それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。 資料 21 ページ、ゼンリン地図は 22 ページ、図面番号⑫、現況写真は、5 ページ上段から下段をご覧ください。届出地は、旭町丸原の田と畑です。場所は、旭小学校から約 1.3 km 西の御神本です。この案件は、浜田県土整備事務所が家古屋川の掘削土の廃土処理を行うもので、廃土期間は、令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 2 月 12 日までとなっています。埋め立て後は、再び畑として所有者に返還する計画となっております。 続いて、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。 1 号は、資料 23 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 24 ページ、図面番号⑬、現況写真は、6 ページ上段をご覧ください。届出地は、野原町の畑です。場所は、島根県立大学から約 330m 北東の 1 町内です。この届出は、令和 2 年 10 月 27 日から令和 2 年 12 月 23 日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。 2 号は、資料 23 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 25 ページ、図面番号⑭、現況写真は、6 ページ中段をご覧ください。届出地は、金城町波佐の田です。場所は、若生まなびや館から約 300m 北西の若生です。この届出は、令和 2 年 10 月 28 日から令和 2 年 11 月 23 日を工事期

	<p>間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>3号は、資料23ページ3段目、ゼンリン地図は26ページ、図面番号⑮、現況写真は、6ページ下段をご覧ください。届出地は、金城町波佐の田です。場所は、若生まなびや館から約1km北西の若生です。この届出は、令和2年11月18日から令和2年12月16日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
2番 岡本委員	<p>公共事業による廃土処理届出書については、これまでもいくつも届けられています。だいたい埋め立ててそのままになっているケースが多いように思われます。今回の届け出には、完了後、畑に戻すと書いてありますので、きちんと確認を行ってほしいです。</p>
会 長	<p>たいへん貴重な意見でしたが、事務局何かありますか。</p>
係 長	<p>完了報告が提出されたら確認を行い、違うようなことがあれば、しっかり指導を行ってまいります。</p>
会 長	<p>その他事務局からありましたらお願いします。</p>
係 長	<p>それでは、続きまして、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第24号について、しまね農業振興公社から説明させていただきます。</p>
振興公社 植本	<p>(農地機構だより第24号の説明)</p>
係 長	<p>事務局からは、その他の報告などはありません。</p>
会 長	<p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。ほかにありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、第33回総会を終了します。</p>

終了

終了 午前 10 時 20 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員